

教育委員会定例会協議報告事項

令和8年6月30日

【報告事項】

- 6月議会における教育委員会関係の質問事項について
(教育部長・子ども未来部長 資料P 1～22)
- 教育委員会関係財産の取得について (教育総務課 資料P 23)
- 教育委員会関係工事等の入札状況について (教育施設課 資料P 24～26)
- 悠久山小動物園休館日の見直し(拡大)について (科学博物館 資料P 27)
- 長岡市予防接種事故災害補償規程の一部改正について
(こども家庭センター 資料P 28～29)

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
波多 恵理 議員	1 長岡市におけるバイオ産業創出と成長のための戦略について (2) 子どもたちが地域と未来を考える学びについて ① 地域資源を生かした探求型・体験型学習の推進について伺う。	1 (2) ① 学習活動を通じて、子どもたちが地域や未来について考えるにあたり、地域資源等を生かした探究的・体験的な学習の推進は重要であると認識している。 現在、各学校では、総合的な学習の時間において、探究的な学習を進めており、歴史的背景を踏まえた平和学習や特産物の生産等を取り入れた学習など、地域の特性を活かした活動を通じて、子どもたちがよりよい社会の在り方について、主体的に考えることができているものと認識している。 総合的な学習の時間の内容は、地域の実情や特性に応じて設定する必要があるとあり、各学校の裁量により実施している。 本市のバイオ関連の取組等の新たな教育素材も含め、長岡教育情報プラットフォーム「こめぶら」を活用した情報提供を行い、各学校における学びの一層の充実が図られるよう、指導・助言していく。	学校教育課
大竹 雅春 議員	1 地域資産としての学校施設の有効活用について (2) 学校開放について ① 学校開放制度の現状と課題を伺う。	1 (2) ① 学校開放については、主に市内の小中学校等の体育館及びグラウンドにおいて、前年度の実績として約800の団体からご利用いただいております、非常に市民ニーズが高いものと認識している。 利用団体の傾向については、ほとんどが地域住民やスポーツ少年団等のスポーツ活動となっている。 課題としては、利用申込みが重なった場合の調整や、鍵の貸出し等で学校側の事務負担が大きいことが挙げられる。 なお、鍵の貸出しに関しては、昨年度から中学校3校にリモートロックの導入を開始し、利用者及び各学校の負担軽減を図っている。今後も利用状況を確認しながら、順次、整備を進めていきたいと考えている。	教育施設課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答 弁 要 旨	担当課
大竹 雅春 議員	② 中学校体育館への空調設備設置後、学校開放時の空調利用や費用負担、利用ルールと利用者への周知をどのように整理していく考えか伺う。 ③ 学校開放を、スポーツ利用以外として、中高生の居場所づくり、学習支援、地域交流などで利活用できるのか伺う。	② 市民の皆様から気軽に利用していただくことを念頭に、市外の団体や有料のスポーツスクール等の利用者を除き、原則無料としているが、体育館に空調設備が設置された後は、光熱費の増加に伴い、一定の受益者負担についても整理、検討する必要があると考えている。 一方で、学校開放時は施設に管理者が常駐していないことから、仮に使用料を徴収するとした場合でも、徴収方法やシステム等の導入、それらに伴う施設使用料の見直しについても検討が必要である。 他の自治体の事例や動向を踏まえつつ、受益者負担のあり方などの検討を行ったうえで、利用のルールと合わせて丁寧に周知していきたいと考えている。 ③ 学校開放は、現状のルールにおいても、地域住民やスポーツ少年団等のスポーツ活動だけでなく、子ども会活動、PTA活動などの社会教育活動での利用も可能であり、体育館やグラウンドに限らず、特別教室や会議室等も利用できる。その活用により、中高生の居場所づくりや地域交流活動なども可能であると考えている。 しかし、学校開放は学校教育に支障が生じないことが許可の前提であり、体育館と比べて物理的な区画が難しい校舎においては、備品や私物の管理等、セキュリティ上のリスクもあることから、貸出し可能な部屋に一定の制約があるのが実情である。 現在、校舎の利用団体はごくわずかであるが、今後、新規の利用申請があった場合には、適切に対応していきたいと考えている。	教育施設課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
田中 茂樹 議員	1 長岡市の教育について (1) 子どもたちの学力と学習について ① 全国学力調査の結果の傾向や課題など、本市の現状と調査結果を踏まえた本市の対応や効果について伺う。 ② 長岡市教育大綱や長岡市教育振興基本計画における基礎学力の向上について、本市の考え方を伺う。 (2) 教科書採択について ① 毎年6月ごろに行われる教科書展示会に対する市民の声や反応について伺う。 ② 教科書の採択を行う観点について伺う。 ③ 選定委員会への保護者代表の参加状況について伺う。 ④ 教科書採択の採択理由や議事録などの公表の状況と考え方を伺う。	1 (1) ① 本市の全国学力・学習状況調査の結果は、小中学校とも全国平均並みで安定し、自己肯定感や学習意欲も高い。一方、論理的表現力や情報活用力、家庭学習時間に課題があるため、「授業イノベーション」を一層推進し、主体的で深い学びの充実を図る。 ② 教育大綱及び教育振興基本計画では、やる気や学習意欲を高め、夢を描き、志を立てて生き抜く子どもを育てることを目標とする。そのためには、基礎学力だけでなく、課題解決の中で力を発揮し「生きて働く知識・技能」として定着させることが重要である。本市では「授業イノベーション」により、個別最適な学び・多様な関わり・体験的な学びを軸に授業改善を進め、子ども主体の学びを実現している。今後も「米百俵の精神」のもと、人づくりを重視し教育の充実を図る。 (2) ① 教科書展示会は毎年6～7月に14日間実施しており、来館者からは好評を得ている。今後も教科書への理解を深める機会の充実に努める。 ② 教科書採択では、「教材の構成・配列」、「内容の選択と扱い」、「指導効果を高める工夫」の3つの大観点を設定し、各教科ごとに発達段階や系統性、学習意欲の継続性、資料の適切性などの小観点に基づいて最良の教科書を選定している。 ③ 選定委員会には、関係団体の推薦により保護者が複数人参加している。 ④ 採択結果は市ホームページで公表するとともに、行政刊行物コーナーで選定理由や学校の声、会議録などを閲覧できるようにしており、引き続き開かれた教科書採択を推進していく。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
田中 茂樹 議員	(3) 学級編制について ① 学級編制の基本的な手順や概要について伺う。 ② 本市小・中学校において、1学級35人を超えた背景や経緯、今後の対応について伺う。 (4) 教職員の確保と働き方改革について ① 本市の教職員不足の現状と対応について伺う。 ② 本市における教職員の働き方改革の取組の現状と課題について伺う。	(3) ① 学級編制は法令に基づき県の基準を踏まえて市教委が実施しており、令和8年度は小学校全学年と中学校1年で35人以下とされている。これはきめ細かな指導と安全・安心な教育環境の整備を目的とするもので、各学校では児童生徒の実態を踏まえて編制している。 ② 県基準を満たさない学校が3校あり、2校は教職員未配置によりやむを得ず1学級35人を超える学級編制となり、1校は教育活動上の配慮によって生じた。市教委は基準遵守が適切と判断し、1校は既に再編制を実施、残る2校も最適な時期に体制を整え再編制を行う。 (4) ① 教職員の配置は県教育委員会が担っているが、令和8年度当初は市内で10名の未配置が生じている。今後は県教委と情報共有を図り、臨時教職員の速やかな配置を要請するとともに、学校と連携して人材確保に努める。 ② 保護者への周知や校務効率化、部活動の地域展開により、教職員の時間外勤務は減少し一定の成果が見られている。一方で、教職員の欠員や業務偏在、生徒指導・保護者対応の増加などにより長時間勤務の課題は残っている。こうした状況を受け、業務量管理と健康確保を目的とした実施計画を策定し、業務の見直しと適正化を進め、働きやすさと働きがいの両立による教育の質の向上を図る。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
田中 茂樹 議員	(5) PTAの現状について ① PTAの本来の意義や目的、新しい取組状況や加入率など、本市のPTAの現状を伺う。	(5) ① PTAは、保護者と教職員が連携し、子どもたちの健やかな成長を支えることを目的とした任意団体であり、家庭・学校・地域をつなぐ重要な役割を担うものである。 本市では、少子化や価値観の多様化を背景に、参加しやすさや負担軽減を重視した見直しが進んでいる。具体的には、会長職の廃止など役割の分散化や、行事・会費の簡素化、必要に応じた徴収など柔軟な運営が見られる。こうした取組は各PTAの主体的な工夫として進められている。 加入率について、長岡市立小・中学校は令和7年度実績で99.9%となっている。 市としては、子どもたちの健全育成という共通の目的のもと、必要に応じて情報提供等に努めていきたい。	子ども政策課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
田中 茂樹 議員	(6) 長岡市子ども・若者の権利条例施行後の取組について ① 条例施行後の本市の取組と課題、今後の方向性を伺う。	(6) ① 子どもの権利は、国連の子どもの権利条約の理念に基づき、すべての子どもが権利の主体として尊重され、その成長と自己実現が保障されるべきものである。本市では、条例と長岡市こども計画のもと、子ども・若者の意見表明と社会参画の充実に向けた施策を推進している。 具体的には、ワークショップ等で得た意見を市政へ反映しているほか、ミライエ長岡における中高生の居場所づくりでは、名称や空間設計にも主体的な意見を取り入れている。 また、子ども向けパンフレット等による権利理解の促進にも取り組んでおり、市HPや「こめぷら」等で周知したり、子ども向けワークショップの機会においてスムーズな理解を促すツールを活用するなどの取組を進めている。 一方で、市民全体への理解の浸透が課題であり、今後は引き続き様々な機会を捉えた周知等を通じて啓発を進めていく。 また、新たな総合計画の策定段階では、市内中学生へのアンケートや、市内の大学・高専・専門学校の学生へのインタビュー実施等を通じて、若い世代の意見をしっかりと計画に反映させた。 今後も、これからの長岡市を担う若い世代から、まちづくりに対する意見を聞く場として「ネクスト長岡座談会」を新たに開催するなど、市内の生徒・学生や子育て世代のほか、首都圏で働く若者なども含めて、幅広い層からの意見聴取を実施していく。 これらを始め、多様な価値観を様々な施策に反映できるよう、子ども・若者の意見聴取を全庁的に働きかけながら、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでいきたい。	子ども政策課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
衣川 広志 議員	1 学級編制の再編について (1) 事案の経緯と市の認識について ① 令和8年4月、市内3校において1学級の児童数が35人を超えた学級編制が行われ、その後再編制が求められた経緯と市の対応について、認識を伺う。 ② 市は今回の36人学級について、義務標準法及び新潟県の基準との関係をどのように認識していたか。また、県の基準は上限規定であると解釈したのか伺う。 (2) 36人学級の適法性と県の発表について ① 36人学級の編制は義務標準法に違反するかどうか、市の認識を伺う。 ② 県の発表に従えば違法となるが、違法な届出を受理した市の責任についての認識を伺う。	1 (1) ① 1校は、当該学年の教育活動を円滑に行うために配慮し、学級間の人数を調整したことにより、通常学級で35人を超える状況が生じた。他の2校は、教職員の人材確保が困難であったことから、教職員の未配置が生じ、学級担任や教科担任等の人的配置が難しい状況であったため、35人を超える児童・生徒数で学級編制が行われた。当初の学級編制は、義務標準法に基づき、県が定めた基準に従って行うものと認識しており、校内の体制をしっかりと整え、児童生徒にとって最適な時期を見極めて、学級の再編制を行うこととした。 ② 義務標準法では、学級編制における児童生徒数の標準が示され、それを標準として県教育委員会が学級編制の基準を定めるものと認識している。令和8年度の小学校・中学校1学年における学級編制基準は、令和7年10月の人事異動方針において、「35人以下とする」と定められている。 (2) ① 義務標準法に違反するかどうかについては、市として判断しかねるが、当初の学級編制において、義務標準法に基づき、県が定めた基準に従わないことは適切ではないものと認識している。 ② 当初の学級編制において、県の定めた学級編制基準に従わないことは適切ではないと判断しており、市の責任については重く受け止めている。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
衣川 広志 議員	③ 県が公式発表で根拠とした義務標準法の条文は「標準として」であり、「上限」という文言はどこにも存在しない。県の発表における「上限」という表現は法的に正確か。市は条文を確認した上で県の発表を受け入れたのか伺う。 (3) 他市事例との比較について ① 本市と同規模の16市に行った調査では、令和7年4月以降に小学校で基準を超過した5市は、再編制を行わず現状を維持している。これらの判断について、市の認識を伺う。 (4) 「適切」「不適切」の法的根拠について ① 「適切」「不適切」とは義務標準法上、どの条文に定義があるか伺う。 ② 法令上の定義がない価値判断を、一度受理した適法な学級編制を是正させる根拠とすることは法的根拠として限りなく弱いと考えるが、市の認識を伺う。 (5) 教育的配慮とインクルーシブ教育について ① インクルーシブ教育を推進する文部科学省の方針に照らして、合理的な教育的配慮だったと考えるが、市の認識を伺う。 ② 文部科学省施行通知23文科初202号を、市は把握していたか伺う。 ③ 今回の再編制が子どもたちに与える影響について、市の認識を伺う。	③ 義務標準法では「上限」という表現は使われていないことは承知しているが、新潟県の報道発表にもあるとおり、県として、年度当初の学級編制では、35人以下とする基準が示されている。市としては、きめ細かな対応を求める義務標準法の趣旨を踏まえて、県において35人以下という基準が示されている以上、年度当初の学級編制においては35人以下としなければならないと考える。 (3) ① 年度途中の転入など例外的に許容されるものも考えられ、様々な実状の中で、各自治体が、児童生徒の実態等に即して適切に判断したものと捉えている。 (4) ① 法令上、条文に「適切」「不適切」についての定義はない。 ② 法令上、明確な定義は示されていないが、法令に基づいて県の学級編制基準は35人以下と定められており、不適正なものと認識しており、その範囲内の児童生徒数によって編制すべきものとする。 (5) ① 本事案は、インクルーシブ教育における合理的な教育的配慮ではなく、特別支援学級に在籍する児童も含めて学級の人数を平準化し、当該学年の教育活動をより円滑に行うための配慮であったと認識している。 ② 通知については把握している。 ③ 再編制に関しては、児童生徒に心理的な負担を与えるなど、少なからず影響が生じていることについては重く受け止めている。学校の教育活動や児童生徒の実態を十分に考慮し、校内の体制を整えた上で、児童生徒の影響が少なくなるよう進める。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
衣川 広志 議員	(6) 比較衡量と決定権者としての判断について ① 一度適法となった行政行為を是正させるに当たり、比較衡量を事前に行ったか伺う。 ② 36人学級を維持した場合に生じる具体的な不利益と、35人2学級に再編制した場合の具体的なメリットを伺う。 ③ 今回の是正により、当該学校の教職員定数は変化するのか。また、是正しないことによる具体的な公益上の不利益は何か伺う。 ④ 財政上の不利益がないにもかかわらず、法的強制力があるわけでもない県からの連絡を受けて、市は自らの判断として是正を求めたのか。それとも、県からの連絡がなければ是正を求めなかったのか伺う。 ⑤ 平成23年の義務標準法改正以降、学級編制は事後の届出制に移行し、市町村教育委員会が自らの判断と責任で行うものとされている。県教委からの連絡を受けてそのまま学校に是正を求めることは、決定権者としての判断を放棄したことになると考えるが、市の認識を伺う。 ⑥ 市が受理した届出済みの適法な学級編制に対して、是正を求める根拠となる権限規定はどこに存在するか伺う。	(6) ① 当初の学級編制において、義務標準法にある35人学級編制の趣旨を踏まえて県の定めた基準に従わないことは適切ではないと認識している。したがって、児童生徒への影響について考慮しつつも、比較衡量の前に是正すべきものとして、市として再編制を行うことを判断した。 ② 当初の学級編制において、通常の学級を36人で編制したもので、維持した場合と再編制した場合を想定して比較するのではなく、再編制により是正するものである。 ③ 当該学校の教職員定数については変化しない。繰り返しになるが、当初の学級編制において、通常の学級を36人で編制することは、県の定めた基準に従わないもので、再編制により是正するものである。 ④ 県からの連絡を受け、児童生徒への影響も考慮した上で、きめ細かな対応を求める義務標準法の趣旨を踏まえて、県の定めた基準に従わない学級編制については、市として学級の再編制を判断したものである。 ⑤ 県からの連絡を受け、市教育委員会において検討し判断したものである。 ⑥ 法令上、市町村教育委員会が都道府県教育委員会が定めた基準を標準として学級編制を行うこととされている。このことから、県の定める基準に従わない学級編制については適切ではないと考えており、是正すべきものと判断している。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
衣川 広志 議員	(7) 行政手続上の問題について ① 県教委が「35人が上限・基準違反」と伝えた行為及び市教委が学校に是正を求めた際の対応が行政手続法第34条に抵触しないか、市の認識を伺う。 ② 学校に是正を求める際に、行政手続法第36条の2に定められている権利について説明したか伺う。 (8) 子どもへの責任について ① 子どもの最善の利益の優先の原則が果たされなかったと考えるが、市の認識を伺う。 ② 該当する児童・生徒たちに謝罪を行う予定はあるか伺う。	(7) ① 是正を求める手続きについては適正なものとする。 ② 議員ご指摘の権利については、該当校への説明は行っていない。 (8) ① 学級を再編制することで、子どもたちに負担があることは重く受け止めている。新しく編制された学級においては、学校と連携して、子どもたちにとって最善の利益を優先した教育活動が展開できるよう努めていく。 ② 学級再編制により、子どもたちに影響を与えていることについては、大変申し訳なく思っている。学校と連携して、児童生徒、保護者に対しては説明を尽くし、十分理解が得られるよう丁寧な対応に努めていく。また、再編制した学級で、子どもたちが新しい仲間と充実した学校生活を送る中で、一人ひとりの個性が輝き、たくましく成長していくことができるよう学校との連携をしっかりと図っていく。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
三澤 寛人 議員	2 PTA連合会への公費支援とPTA運営の適正化について (1) 市P連事務局を市職員が担う必要性和公平性について ① 任意団体である市P連の事務局業務を、市の職員が職務として担う必要性和根拠について、市はどのように整理しているのか伺う。	2 (1) ① 市P連は、単位PTAの連携を図る組織として、学校・家庭・地域の結びつきを強め、地域ぐるみで子どもたちを支える役割を果たす公益性の高い社会教育団体であると認識している。 また、公益性の高い団体であることに加え、役員の多くが毎年度交代するなど継続的に事務局機能を担う体制の確保が難しい状況にあることから、安定的な運営を支える観点で、市が事務局業務を担っているものである。	子ども政策課
	② 市P連の事務局業務を市の職務として位置づけるのであれば、各単位PTAにおける資料作成、会議準備、役員選出、会計、連絡調整などの同様な事務については、どこまでを教職員が担うべき業務として位置づけているのか伺う。	② 教職員のPTAへの関与の範囲は、学校教育を円滑に進めるための必要性や実態を踏まえて判断されるものであり、一律・画一的に定められるものではない。個別の事情に応じて、限定的に整理されるべき性質のものであると認識している。	学校教育課
	(2) 公務としての位置づけと責任の所在について ① PTA活動支援員は、市P連の会計帳簿、通帳、印鑑、予算書、決算書、総会資料、会費徴収、役員選出関係資料などに、職務としてどこまで関与しているのか。また、会計上の問題が生じた際の責任の所在をどのように整理しているのか伺う。	(2) ① 市P連の事務局業務に従事する職員は、当該団体に係る各種資料作成や会計処理、連絡調整などを業務としており、当該職員が行う会計処理の事務の範囲においては、市として責任を負うものである。 一方で、予算の使途や予算書・決算書の内容などは当該団体の役員等により決定されており、その内容に係る最終的な責任は団体に帰属するものである。	子ども政策課
	(3) PTA運営の適正化に向けた通知・ガイドライン作成について ① 本市において、現在、社会教育主事は任命、配置されているのか。配置されていない場合、その理由及び社会教育法第9条の2との関係をどのように整理しているのか、また、PTAを含む社会教育関係団体に対する専門的、技術的な助言と指導の機能は、どの部署が担っているのか伺う。	(3) ① 現在、教育委員会内に専門課程を修了した社会教育主事の有資格者を配置しているが、任命はしていない。 また、団体に対する助言と指導を行う機能は、基本的にはそれぞれの事務を所管する課が担っている。	教育総務課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
三澤 寛人 議員	② 本市においても、PTAが任意団体であること、加入も任意であること、加入届により入会意思を確認すること、PTAは原則として加入届により個人情報を取得すること、学校がPTA会費を代理徴収する場合には保護者の同意を適切な形で得ること、未加入児童・生徒に不利益が生じないよう配慮することなどについて、通知やガイドラインを作成すべきではないか、市の見解を伺う。 (4) 未加入児童への不利益防止と周知徹底について ① 市P連が作成した資料に、PTA未加入の児童が行事に参加できない、登校班に入れない可能性があるかのような記述があることについて、市はどのように受け止めているのか。また、登校班の編成や学校行事など、学校業務に関わる部分については、任意団体の加入の有無によって児童の扱いに差が生じてはならないと考えるが市の認識を伺う。 ② これまでと同様の指導にとどめるのではなく、学校、教職員、PTAに対し、PTA未加入を理由として児童に不利益を生じさせてはならないことを、改めて明確に周知すべきではないか、市の見解を伺う。 (5) 市P連関係文書の公文書管理と情報公開について ① 市P連の事務局業務に従事する市の職員が、職務上作成、取得、保有した市P連関連文書は、長岡市情報公開条例上の公開対象となる文書に当たるのか伺う。 ② 過去の情報公開請求において、補助金関係書類以外の市P連事務局業務に関する文書が公開されなかった理由について、市はどのように整理しているのか伺う。	② PTAにつきましては、任意団体であり、その運営方法は各PTAが自主的に判断していくべきものと認識している。 議員御提案の対応については、必要に応じて学校への情報提供や助言、さらには市P連との協議を行っていく。 (4) ① 市P連が作成した過去の資料の記述については、一部誤解を生じさせる表現があったと受け止めている。 登校班の編成や学校行事など、学校の教育活動に関わる事項については、PTA加入の有無によって児童生徒の取扱いに差が生じることがあってはならないものと認識している。 ② PTA加入の有無によって児童生徒の取扱いに差が生じることがあってはならないため、改めて市P連や学校等に対して、PTAの加入に係る誤解が生じないよう周知徹底を図っていく。 (5) ① 議員から質問のあった「市P連の事務局業務に従事する市の職員が、職務上作成・取得・保有した市P連関連文書」は、その実態を検討した結果、現在においては、長岡市情報公開条例において公開対象に当たると考えている。 ② 過去の情報公開においては、市P連は教育委員会と別団体であるという形式に着目し、教育委員会が保有する文書ではないと判断していたが、その後、判例等を確認する機会があり、その中で「行政執行と密接に関連する実態が認められる場合には、形式にとらわれず実質に着目する」との判断があることが判明したものと。	子ども政策課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
服部 耕一 委員	1 学級の児童・生徒数が35人を超えた問題について ① 教職員の未配置による35人を超える学級編制の状況について ② 県教育委員会への人員確保の働き掛けについて ③ 今回の事態を繰り返さない市の考えについて	1 ① 一つは、小学校において、学級担任として配置すべき教職員の人材確保が困難であったことから、1学級を36人で編制したものである。 もう一つは、中学校において、特定教科の教員配置が充足できなかったことに加え、35人以下で学級編制を行った場合、学級数の増加に伴い各教科の授業時数も増加し、必要な授業をすべて実施することが困難となる状況にあり、当該学年の1学級を36人で編制したものである。 いずれも、年度当初の時点において人的配置が困難であると総合的に判断した結果、35人を超える児童生徒数による学級編制となったものである。 ② 令和8年度当初の人事異動の状況を踏まえ、3月の時点におきましても、県教育委員会の人事担当と情報共有を図りながら、教職員の確保に向け、繰り返し、かつ継続的に働きかけを行ってきた。 ③ 教職員の人事異動及び臨時教職員の配置については、県教育委員会の責任において行われるものであるが、本市としても、適宜情報共有を図るとともに、県教育委員会との連携を一層強化し、適切な人員確保に向けて主体的かつ継続的に働きかけを行っていく。 また、新たな人材に関する情報についても積極的に共有し、適正な人的配置が確実に実現されるよう、引き続き協力して取り組んでいく。	学校教育課
丸山 広司 委員	1 病児保育について ① 背景と目的	1 ① 共働き世帯などの増加を背景に、保護者が就労と子育てを両立できる環境整備の一環として重要性が高まっている。こうした中、病気中の児童を一時的に預かり、適切な看護・保育を行う病児保育事業が実施されている。 この事業の目的は、どうしても仕事を休めない状況にある保護者の子育てと就労の両立支援を図るとともに、児童の安全で安心な療養環境を確保することであり、セーフティネットとしての子育て支援施策の重要な柱の一つと認識している。	保育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
丸山 広司 委員	② 長岡市の現状と課題	② 病児保育施設は2施設あり、いずれも医療機関に併設されている。 令和7年度の施設利用者の総人数は374人で、一定の利用実績があり、市民ニーズに応じたサービスの提供に努めている。 一方で、運営主体である医療機関からは、看護師や保育士など専門職の配置に係る人件費の増加や、利用者数の変動による収入の不安定さなどを背景に、国が定める基準額による委託料だけでは事業収入の確保が難しく、継続が困難であるという相談を受けており、市としても大きな課題として認識している。	保育課
	③ 今後のあり方について市の見解	③ 先ほどの課題は、全国的に共通のものであり、補助制度の充実や実態に即した支援水準の見直しについては、これまで機会を捉えて国に要望している。まずは、今後もこうした国への要望を継続していきたいと考えている。 あわせて、本市独自の支援策の検討を含めて運営経費に対する支援のあり方や、将来の児童数の減少を見据えた実施設数の見極めなどについて、研究していく。 また、新潟県においては、病児・病後児保育の利便性の向上を目的として、来年度から全県において広域化が進められる予定となっている。これにより、本市においては施設の有効利用が図られる可能性もあるものと期待している。 今後も県や民間事業者との連携を図りながら、子育て世帯が安心して利用できる病児保育体制の維持・確保に努めていく。	
	④ 運営課題に対する市の取組体制	④ 子ども未来部としては強い思いで課題に取り組んでいく。市としては、市全体の財政状況等を踏まえ、検討していく。	

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
中村 耕一 委員	1 地域の中で子どもをはぐくむための環境づくりについて ① 地域の人々とのかかわりがもつ教育的意義について ② 地域人材の高齢化、固定化への課題認識について ③ コミュニティ・スクールの現状と今後の方向性について	1 ① 地域の大人とのかかわりがもつ教育的意義については、大きく3つあり、①異なる世代や背景をもつ人々と触れ合うことによる、多様な価値観の醸成、違いを認め合う寛容さやマナーといった社会性の育成、②ありのままに受容による、自己有用感や折れない心等の育成、③地域の人々と行事等で活動することで、主体的に地域と関わろうとする意欲を高め、同時に故郷への愛着を持つことにつながる。これらの教育的意義は、身近に暮らし、日頃から子どもたちに寄り添うことができる地域の人々とのかかわりであるからこそより一層深く、子どもたちにとって大きなものとなると考える。 ② 学習ボランティアは、各学校の状況によってさまざまな形で協力をいただいている。協力者の固定化は、全市的に傾向がみられる。人数の増減は、各学校で違いはあるが、少子高齢化が進む中、今後減っていくことが予想される。各学校において持続可能な形を模索していく必要があると考える。 ③ 人口が減っていく現状の中、現在学校に関わってくださっている皆様によって様々な工夫を取り入れているところである。中之島中央小学校では、CSDを中心とした地域の人同士のつながりの中、教職員と地域住民で総合的な学習の時間や生活科を構想した。学校林の整備では、地域の方々と一緒に生き生きと森づくりに取り組む子どもや、完成した森を大切にしながら、楽しそうに遊ぶ子どもの姿がたくさん見られ、令和6年度に文部科学大臣表彰を受賞している。昨年度のCSD情報交換会では人材バンクの構築や、地域人材、企業へとつながりを広げ協力体制の構築を進めている事例があった。今後は、このような好事例について、より一層各学校と情報共有を繰り返し、人材バンクといった人材確保の仕組みの構築と、地域の人同士のつながりの強化拡充を両輪として、人材確保ができるよう体制づくりを推進していく。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
中村 耕一 委員	④ これからの米百俵の精神のとらえと、「オール長岡で子どもを育てる」理念の実現に向けた教育行政の推進について	④ 米百俵の精神は、長岡市民の根底に脈々と受け継がれていると確信している。だからこそ「オール長岡で子どもを育てる」という理念を掲げ、様々な場面で連携をお願いしているところである。 人口が減少している今こそ、市民が一体となって子どもたちを育てていく。この実現こそが現代の米百俵の精神の具現であると考えます。 今後もこの理念を大切にしながら、長岡市の教育行政を推進していきたい。	学校教育課
関 充夫 委員	1 ながおかCome100クラブ活動開始に伴う現状と課題について ① ながおかCome100クラブ活動の現状について	1 ① 令和7年9月に休日部活動の地域展開（R7名称：地域移行）、地域クラブ（ながおかCome100クラブ）活動を開始した。 令和8年度から本格的な活動（中体連大会・吹連コンクール等への参加）が開始となる。 ながおかCome100クラブの状況については、令和8年度のクラブは「20種目84クラブ（スポーツ16種目63クラブ／文化芸術4種目21クラブ）」、参加者数は「1,818名（6/1現在）（スポーツ1,308名／文化芸術510名）」、指導人材数は「505名（5/19現在登録者数）（スポーツ350名／文化芸術155名）」である。 平日部活動の地域展開など様々な課題があることは認識している。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
関 充夫 委員	② 参加者への支援策について	② 生徒や保護者に過度な負担が生じないように配慮するとともに、公平な参加機会の確保が重要であり、引き続き、参加しやすい環境整備に努める。 令和7年度からの継続事業として、 ・経済的困窮世帯参加者支援 就学援助費受給世帯の参加者の参加費を一部支援（月額1,000円減） ・遠距離参加者支援 自宅から活動会場まで6km超の参加者の参加費を一部支援（月額1,000円減） 令和8年度の新規事業として、 ・参加費支援 参加費の一部を支援（R7月額3,960円→R8月額2,860円） ・活動支援 大会参加費等の経費の一部を認定地域クラブ保護者会に支援（6/1現在の各クラブ参加者数を基に「吹奏楽：12,000円/人上限」「美術・合唱（開催数が半分）：3,000円/人上限」、「デザイン（開催数が半分、開催月が10カ月）：2,500円」、「それ以外：6,000円/人上限」を支援） ・全国大会等引率旅費支援 中学校体育連盟・吹奏楽連盟の主催大会における上位大会参加者を引率する指導人材の旅費の一部を支援	学校教育課
	③ クラブチーム等を選択する生徒もあり、そのクラブチームへの支援について	③ クラブチームへの直接的な支援を教育委員会としては行っていないが、長岡市スポーツ・文化芸術活動環境整備検討委員会において、協議を行う。	

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
関 充夫 委員	④ ながおかCome100クラブ活動に参加していない生徒もいる現状の受け止めについて	④ 「ながおかCome100クラブ」に参加していないことのみをもって課題と捉えたり、悲観したりするものとは考えていない。他に熱中し打ち込めるものを持っていることも大切である。 一方で令和7年11月に中学1～2年生を対象に行ったアンケートでは不参加の理由として「ゆっくりしたい」といった回答もみられた。 部活動は、これまで多くの生徒にとって成長や仲間づくりの重要な場となってきた。その部活動を継承する「ながおかCome100クラブ」について、参加しやすい環境の整備や必要な支援の充実に努め、より多くの生徒が関心を持って参加してもらえるよう取り組んでいく。	学校教育課
関 正史 委員	1 子どもたちの学びについて ① 「授業イノベーション」の目的、概要、成果について	1 ① 目的は子どもたちが主役となる授業づくりをとおして、「これからの社会を主体的に生き抜く子ども」を育成することである。これからは自ら課題を見つけ、他者と対話しながら考えを深め、自分なりの答えを導き出す力がこれまで以上に求められている。 目的の実現に向け、三つの学びを視点とした授業改善に取り組んでいる。①一人一人の興味・関心や理解の状況に応じた「自分に合った学び」、②他者との対話や協働を通して考えを比較・検討・議論する「多様な関わりを生かす学び」、③地域や社会と関わる「実体験を伴う活動的な学び」の3つの視点をもとに、子ども一人ひとりが主体的に学びを進める授業づくりを進めている。 成果として、①学びに向かう姿勢や主体性の向上が見られ、子どもが自ら課題を見付け、考えを深め、対話を通して学ぶ姿が広がってきていること、②授業イノベーションに関する要請研修の増加から、研修機会が充実していること、③令和7年度の教育研究論文では、3つの視点のうち2つ以上に関連した内容の論文が100%となり、授業改善に向けた教職員の意識の高まりがみられることが挙げられる。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
関 正史 委員	② 自然体験の意義について	② 「実体験を伴う活動的な学び」の視点は、体験によって生まれる感動や実感を基盤として、子どもが主体的に学びに向かう力を育むものである。 自然体験は、自然の中で諸感覚を働かせ、感じたり、驚いたり、考えたりすることにあると捉えており、子どもたちの情操を育み、人間性を豊かにするものであると考える。 例えば、生き物さがして森に入れば、多様な動植物がいることに気づくが、加えて風や光といった空気感や独特のにおいなど、様々な情報を肌で感じ取ることができる。これは、自然事象との出会いに対する感動や心の豊かさにつながり、子どもの学びの質を高めるものである。 自然体験はそれ自体が価値をもつと同時に、「実体験を伴う活動的な学び」をより豊かなものとし、学びの質を高める基盤として重要な役割を果たすものである。	学校教育課
	③ 地域の特色を生かした学びの意義、成果（総合的な学習の時間）	③ 各校では、総合的な学習の時間においてそれぞれの地域資源を生かし、地域の農産物や歴史、文化、産業などを題材とした学習に取り組んでいる。 総合的な学習の時間では、自分たちが暮らす地域のよさや課題に気づき、地域をどうしていきたいかという視点で考える力を育むことにある。課題解決のために自ら考えたことを実行し、さらによりよい解決に向けて試行錯誤を重ねることで、主体的に社会に参画する態度の育成を図る。 表町小学校の6年生は平和学習を通して、戦争経験者が少なくなる中で平和の大切さを伝えたいという思いをもち、校内発表や平和祈願祭など様々な場で発信した。取組を重ねる中で、「市長にも自分たちの学びを伝えたい」という思いを一層高め、自ら働きかけて、市長を招いての発表会を実現した。この経験により自分たちの取組に一層自信を深めるとともに、さらに活動を広げたいという思いを強くすることができた。 子どもたちが地域に対する理解を深めるとともに、ふろさとへの愛着や誇りが育まれていること、また、地域の課題について主体的に考え、発信しようとするなど、社会とかかわろうとする意識の高まりが見られている。	

令和８年６月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
関 正史 委員	④ 多様な学び（学校外の学び）に関する認識	④ 「エイガク」のような学校外における学びについては、子どもの興味・関心に応じて、学校では得がたい多様な体験や学びの機会を提供するものであり、大変意義のある取組であると認識している。 こうした学校外の学びは、子どもの可能性を広げ、成長を支えるものである。 学校・家庭・地域・市民がそれぞれの役割を生かしながら相互に連携し、一体となって子どもの学びと育ちを支えていくことは、未来を担う子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出す上で不可欠である。こうした社会総がかりの取組を通じて、子どもが多様な関わりの中で豊かに成長し、自らの幸せとともに他者や社会のために行動できる人として育っていくことを目指し、「オール長岡で子どもを育てる」という教育大綱の理念の実現を図っていくものである。	学校教育課

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
金子 陽奈子 委員	1 不登校について ① 保護者支援の取組について	1 ① 不登校児童生徒へ適切な支援を行う上で、保護者の不登校に対する不安解消などの支援は重要であると認識している。まずは学校が保護者と信頼関係を築きながら、日頃から保護者の不安に寄り添い、必要に応じて家庭訪問するなど、丁寧かつ親身な支援に努めている。 市教育委員会においては、「子どもサポートコール」と「子ども・青少年相談センター」を相談窓口として、ワンストップで相談を受け付ける体制を整えている。相談を受けた際は、児童生徒の適切な支援につなげるよう関係機関を紹介するなど、様々な悩みに応じて保護者の不安解消にも寄与している。 不登校や不登校傾向にある子どもの保護者が集い、悩みや思いを共有する場として、「子どもを語る親のつどい」を定期的に開催している。臨床心理士をアドバイザーとして招き、専門的な助言を得る機会を提供して、保護者同士で不安解消の機会となっている。 市の「子ども・青少年相談センター」においては、保護者の悩みなどにも継続的な面談や支援を行い、保護者の不安などにも寄り添いながら不登校児童生徒の支援を行っている。必要に応じて、訪問支援員やスクールソーシャルワーカーによる訪問相談など、様々な状況に合わせて寄り添った支援に努めている。相談内容によっては家庭への支援が必要な場合もあり、その際はこども家庭センターと連携しながら対応している。 これらの取組を通して、不登校児童生徒の保護者に対し、実態に合わせた支援が、もれなく適切に行われているものと認識している。	学校教育課
	② 保護者支援の連携体制について	② 保健師が担当地区ごとに個別面談や家庭訪問を行い、住民の不安や孤立に対応している。 不登校児童・生徒の保護者支援についても、学校等と連携し、医療・福祉につなぐ切れ目のない支援を実施している。 さらに、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関と情報共有を図りながら専門的な支援体制のもと対応し、今後も伴走型支援を継続する。	こども家庭センター

令和8年6月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
金子 陽奈子 委員	2 5歳児健診について ① 5歳児健診の実施に向けた取組について	2 ① 5歳児健診は、子どもの発達や養育環境を総合的に把握し、保護者の不安に対応する重要な取組であり、その実施には専門職の確保とフォロー体制の整備が不可欠である。本市では、医師会と連携した体制整備や、健診後の支援体制を含めた実施方法の検討を進めており、令和10年度までの実施に向け健診体制の確立に努めている。	こども家庭センター
	② 5歳児健診後の就学先との連携について	② 5歳児健診で把握された支援ニーズを就学につなぐため、本市では多職種による「みらいのたねサポートチーム」を設置するとともに、引継ぎ様式や情報共有の仕組みを統一・整備している。これらを活用し、関係機関が連携してこども一人ひとりに応じた適切な支援が途切れることなく、継続されるよう取り組んでいる。	
	③ 保育施設におけるアフターフォローについて	③ 令和7年度から、公立・私立を問わず保育者の資質向上を図るための研修や専門職によるアウトリーチ支援を実施している。 「配慮児受入園サポート研修」では、外部専門家を招聘し、希望園への複数回の訪問指導やオンラインサポート、市内全園及び関係施設を対象とした講演会や質問会等を実施している。 また、「みらいのたねサポートチーム」が園へ出向き、配慮を要する児童を実際に観察したうえで見立てを行い、保育者へ専門的なアドバイスを伝えている。これらの取組が、配慮を要する子ども一人ひとりに寄り添った支援につながっている。 まずは、こうした取組を継続しつつ、今後も、関係機関と連携しながら、支援を必要とする子どもが安心して成長できる環境の整備に努めていく。	保育課

教育委員会関係財産の取得について

品 種	品 名	開札年月日 受 注 者	契約期間	契約金額	契約議決 年 月 日	担 当 課
情報機器	教育用タブレット端末 13,110 台	令和 8. 5. 18 株式会社 NS・コンピ ュータサービ ス	令和 8. 6. 23 ～ 令和 8. 11. 30	664, 663, 890 円	令和 8. 6. 23	教 育 総 務 課

1 配置場所

小学校 52 校

中学校 27 校

総合支援学校 1 校

高等総合支援学校 1 校

市教育委員会

計 82 施設

2 端末内容

児童生徒が授業で使用するタブレット端末

製品名：HP Fortis Flip G1m 11 Chromebook（クロームブック）

付属品：バッテリー、AC アダプタ、タッチペン等一式

教育委員会関係工事等の入札状況について

工 事 名	工 事 内 容	開札年月日 施 工 者	契約工期	契約金額 (円)	契約議決 年 月 日	担当課
川崎東小学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り4階建て(4,856㎡) 屋上防水、外壁、内装改修 プール附属屋 ブロック造り平屋建て(63㎡) 屋上防水、外壁改修 屋内運動場 鉄骨造り平家建て(1,157㎡) 屋根、外壁、建具改修	令和8.5.19 中越・共栄・永井川崎東小学校校舎等大規模改造特定共同企業体	令和 8.6.23 ～ 令和 11.3.30	1,685,200,000 円	令和 8.6.23	教 育 施設課
川崎東小学校校舎等大規模改造電気設備工事	電気設備工事 一式	令和8.5.19 石崎防災電設株式会社	令和 8.6.23 ～ 令和 11.3.30	261,910,000 円	令和 8.6.23	教 育 施設課
川崎東小学校校舎等大規模改造機械設備工事	機械設備工事 一式	令和8.5.19 今泉・渡辺川崎東小学校校舎等大規模改造機械設備特定共同企業体	令和 8.6.23 ～ 令和 11.3.30	376,838,000 円	令和 8.6.23	教 育 施設課

川崎東小学校校舎等大規模改造工事

川崎東小学校校舎等大規模改造電気設備工事

川崎東小学校校舎等大規模改造機械設備工事

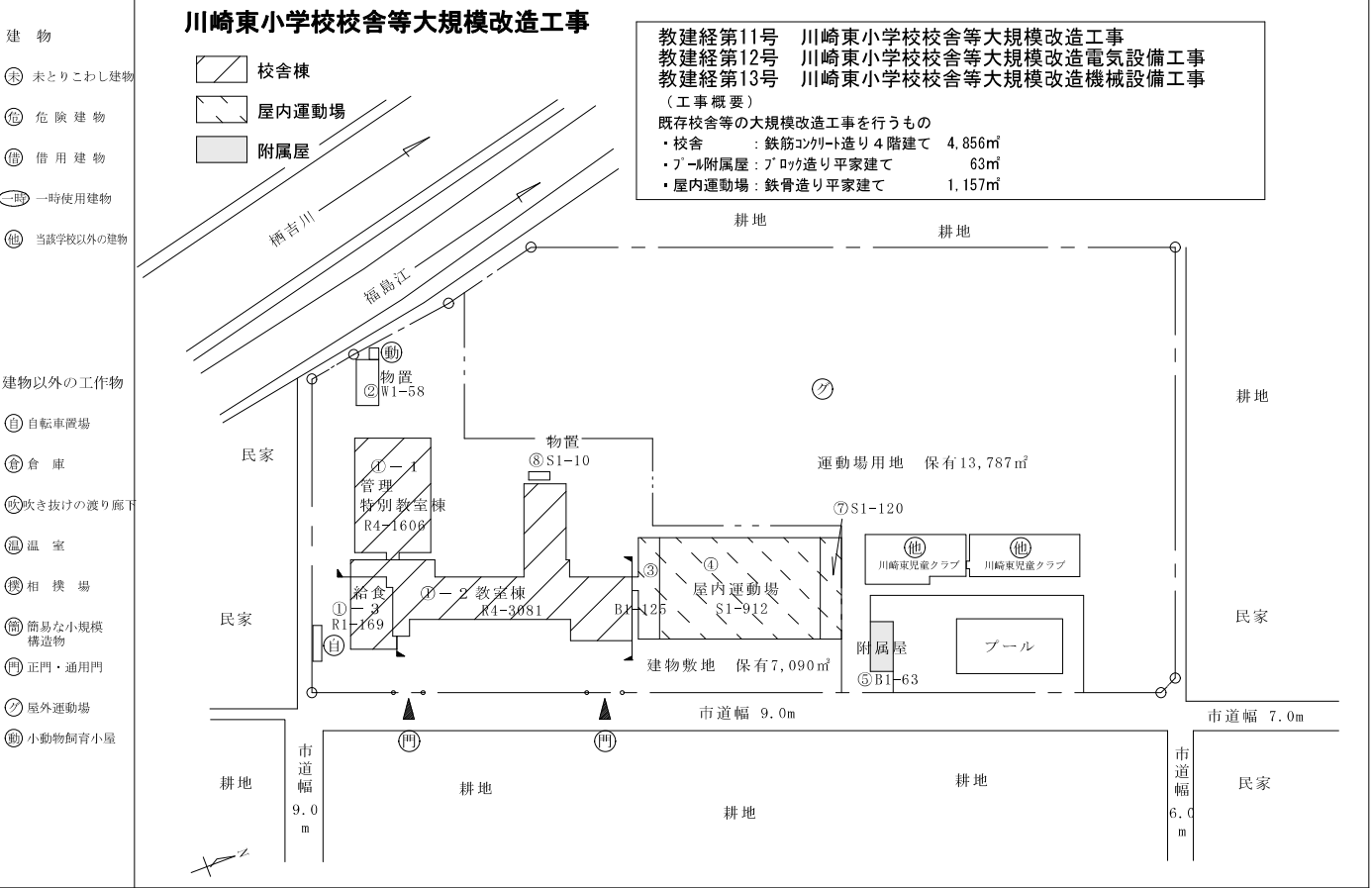
1. 工事概要

主 な 構 造	校舎 プール附属屋 屋内運動場	鉄筋コンクリート造り ブロック造り 鉄骨造り
延べ床面積 及 び 階 数	校舎 プール附属屋 屋内運動場	4, 8 5 6 m ² 4階建て 6 3 m ² 平家建て 1, 1 5 7 m ² 平家建て
工 事 概 要 (校 舎)	(建築工事) 屋上防水、外壁、内装改修 (電気設備工事) 高圧受変電設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、 コンセント設備、弱電設備等の改修 (機械設備工事) 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、 消火設備、都市ガス設備、換気設備、冷暖房機器設備、 自動制御設備の改修	
工 事 概 要 (プ ー ル 附 属 屋)	(建築工事) 屋上防水、外壁改修 (機械設備工事) ろ過設備、給水設備、排水設備等の改修	
工 事 概 要 (屋 内 運 動 場)	(建築工事) 屋根、外壁、建具改修 (電気設備工事) コンセント設備、弱電設備等の改修 (機械設備工事) 消火設備、換気設備の改修	

2. 配置図

(令和7年度)

施設の配置図	縮尺	1/1200	学校名	川崎東小学校	調査番号	152020146	整理番号	133-4
--------	----	--------	-----	--------	------	-----------	------	-------



文 部 科 学 省

悠久山小動物園休館日の見直し（拡大）について

（１）概要

以下の状況を踏まえ、悠久山小動物園休館日を見直すもの

- ・動物福祉の社会的な高まりから、展示動物の休養機会（人に見られない状態）の確保
- ・展示動物の定期的な健康チェック機会の確保
- ・老朽化が進む施設の安全管理の実施
- ・来館者がほとんどいない冬期の周遊通路確保等のための園内除雪作業労力や、燃料費など諸経費の負担

（２）変更内容

【変更前】

毎月第１月曜日（休日の場合は翌日）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）

【変更後】

毎週月曜日（休日の場合は翌日）及び冬期間（12月29日～翌年3月31日）

（３）導入時期

令和８年８月から

（４）その他

- ・冬期休館中であっても、積雪のない状況が継続する場合は、臨時開館を検討する。
- ・休館中であっても、展示動物の飼育や施設管理は継続するため、職員の雇用に変更はない。

長岡市予防接種事故災害補償規程の一部改正について

本規程の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

令和8年4月1日の「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の一部改正に伴い、「長岡市予防接種事故災害補償規程」の一部を改正するもの

2 改正内容

（補償基準及び補償金額）について、それに関連する項目の修正

3 施行期日

この規程は、公表の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和8年4月1日以後に発見された事故に係る補償から適用する。

長岡市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する規程

長岡市予防接種事故災害補償規程（昭和53年長岡市告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（補償基準及び補償金額） 第5条 長岡市は、次の各号に掲げる基準及び金額に基づいて補償を行うものとする。 （1）（略） （2）補償金額 ア 死亡補償金 <u>4,950万円</u> イ 障害補償金 国民年金法施行令別表に定める障害の程度1級の場合 <u>4,950万円</u> 国民年金法施行令別表に定める障害の程度2級の場合 <u>3,296万円</u> 厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の程度3級の場合 <u>2,516万3,000円</u> 2 （略）	（補償基準及び補償金額） 第5条 長岡市は、次の各号に掲げる基準及び金額に基づいて補償を行うものとする。 （1）（略） （2）補償金額 ア 死亡補償金 <u>4,800万円</u> イ 障害補償金 国民年金法施行令別表に定める障害の程度1級の場合 <u>4,800万円</u> 国民年金法施行令別表に定める障害の程度2級の場合 <u>3,196万円</u> 厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の程度3級の場合 <u>2,439万9,000円</u> 2 （略）

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和8年4月1日以後に発見された事故に係る補償から適用する。